

様

美濃加茂市長（氏名）印

開発協議承認書

年 月 日付けで申請のありました美濃加茂市開発事業に関する条例第6条第1項の規定による開発事業の協議については、下記のとおり承認します。

記

開発事業名			
開発区域の位置	美濃加茂市		
開発区域の面積	(公簿)	m ²	(実測) m ²
開発事業計画	別紙事業計画書のとおり		
工事着手予定年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日

1. 当該工事にあたっては、開発区域の内外において工事に伴う必要な防災措置を講ずること。
2. 開発事業に関する工事を廃止(中止)したときは、災害防止のための必要な工事及び工事によって損なわれた公共施設等の機能を回復するための工事を施行すること。
3. この許可では、工作物及び建築物を建築することができないため、建築する場合は、別途建築基準法第6条の規定による確認を受けること。
4. 当該工事期間中、当該工事現場の見やすい場所に開発事業計画の概要を示した標識を設置すること。

協 定 書

第1条 美濃加茂市長（以下「甲」という。）と開発事業者

（以下「乙」という。）との間で、乙が施行する第3条の開発事業につき、美濃加茂市開発事業に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第30号。以下「条例」という。）第12条に基づいて次のとおり協定する。

第2条 乙は、当該開発事業の施行に当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他関係法令及び条例等を遵守し、万一当該開発事業に起因して利害関係人等との間に紛争の生じたときは、原則として乙の責任において解決するものとする。

第3条 乙が施行する開発事業の概要は、次のとおりとする。

1 施行場所

美濃加茂市

2 施行目的

（ 区画 棟 戸）

3 施行面積

実測 m²（公簿 m²）

4 施行期間

年 月 日から 年 月 日

第4条 乙が施行する開発事業の計画概要は、別添図面のとおりとする。

第5条 乙は、当該開発事業に着手したときは、甲にその旨を届け出なければならない。

第6条 乙は、当該開発事業が竣工したときは、甲に届け出、甲の竣工検査を受けなければならない。

第7条 乙は、当該開発事業の内容を変更しようとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

第8条 当該開発事業に係る施設等の維持管理については、別表「施設等の協議結果書」のとおりとする。

第9条 公共施設等を乙が甲に帰属する場合は、甲の竣工検査後速やかに帰属手続を行うものとする。

第10条 甲は、必要と認めるときは、開発区域に立ち入りし必要な調査ができるものとする。
この場合において、乙はこれに協力するものとする。

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印

別表

施設等の協議結果書

1. 帰属される公共施設等

施設等の名称	位置	規模及び概要	管理者となる者	管理の方法

2. 帰属されない公共施設等

施設等の名称	位置	規模及び概要	管理者となる者	管理の方法

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長（氏名）印

開発協議変更承認書

年 月 日付けで申請のありました美濃加茂市開発事業に関する条例施行規則
第12条第1項の規定による開発事業の変更協議については、下記のとおり承認します。

記

開発事業名				
開発区域の位置	美濃加茂市			
開発区域の面積	(公簿)	m ²	(実測)	m ²
開発事業計画	別紙変更事業計画書のとおり			
開発承認番号	第	号		
及び承認年月日	年	月	日	
工事完了予定年月日	年	月	日	

1. 当該工事にあたっては、開発区域の内外において工事に伴う必要な防災措置を講ずること。
2. 開発事業に関する工事を廃止(中止)したときは、災害防止のための必要な工事及び工事によって損なわれた公共施設等の機能を回復するための工事を施行すること。
3. この許可では、工作物及び建築物を建築することができないため、建築する場合は、別途建築基準法第6条の規定による確認を受けること。
4. 当該工事期間中、当該工事現場の見やすい場所に開発事業計画の概要を示した標識を設置すること。

様式第16号（第17条関係）

第 年 月 日
号

様

美濃加茂市長（氏名）印

検 査 済 証

下記の開発事業に関する工事は、検査の結果、美濃加茂市開発事業に関する条例第6条第2項の規定による承認内容に適合していることを証明します。

記

開 発 事 業 名	
開発区域の位置	美濃加茂市
開発区域の面積	(公簿) m ² (実測) m ²
開発承認番号 及び承認年月日	第 号 年 月 日
開発変更承認番号 及び変更承認年月日	第 号 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
事業者側立会人	
開発区域の用途	
備 考	

様式第17号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長（氏名）印

修補改造通知書

開発事業の完成検査の結果、施工内容が承認内容と異なっているため、美濃加茂市開発事業に関する条例施行規則第17条第3項の規定により、下記のとおり措置（改善）されるよう通知します。

記

開発事業名	
開発区域の位置	美濃加茂市
開発承認番号 及び承認年月日	第 号 年 月 日
開発変更承認番号 及び変更承認年月日	第 号 年 月 日
修補改造の内容	

様

美濃加茂市長 (氏 名) 印

建築又は建設の承認書

開発事業に関する工事の工程及び施工上支障がないと認められるため、美濃加茂市開発事業に関する条例施行規則第 18 条第 3 項の規定により下記のとおり承認します。

記

開 発 事 業 名		
開発区域の位置	美濃加茂市	
開発承認番号 及び承認年月日	第 号	年 月 日
開発変更承認番号 及び変更承認年月日	第 号	年 月 日
建築物又は工作物の内容		
建築物又は工作物の施工者 (名称及び代表者名)	住 所	
	氏 名	
建築物又は工作物の 施工期間	承認の日から 年 月 日まで	
備 考		

様

美濃加茂市長 (氏 名) 印

地 位 承 継 承 認 書

地位譲受者が、適法に当該事業区域内の土地の所有権その他当該開発事業に関する工事を施工する権限を取得していることを認め、下記のとおり承認します。

記

開 発 事 業 名		
開発区域の位置	美濃加茂市	
開発承認番号 及び承認年月日	第 号 年 月 日	
地 位 譲 渡 者	住 所	
	氏 名	
承 継 年 月 日	年 月 日	
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
備 考		

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 (氏 名) 印

勸 告 通 知 書

次の開発事業は、美濃加茂市開発事業に関する条例の規定に違反していますので、美濃加茂市開発事業に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定により下記の措置を行うよう勧告します。

記

開 発 事 業 名	
開発区域の位置	美濃加茂市
開発承認番号 及び承認年月日	第 号 年 月 日
開発変更承認番号 及び変更承認年月日	第 号 年 月 日
必要な措置内容	
措置の理由	
措置の期限	年 月 日

8. 6 センチメートル

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

(表 面)

開発事業立入調査員証明書

番 号

所 属

職 名

氏 名

生年月日

美濃加茂市開発事業に関する条例施行規則第 2 4 条の規定による立入検査を行う権限を有するものである。

発行年月日

年 月 日

有効年月日

年 月 日

美濃加茂市長 (氏 名) 印

(裏 面)

美濃加茂市開発事業に関する条例の抜すい

(指導及び勧告)

第 1 4 条 (中略)

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業内容又は施行状況等の報告書の提出を求め、又は担当職員をして事業区域内に立ち入らせ、施行状況等の調査を実施するよう指示することができる。

3 市長は、提出された書類に虚偽があった場合又は第 1 項の規定による勧告を行ってから相当期間が経過しても改善されない場合は、第 6 条第 2 項に規定する承認等を取消することができる。

美濃加茂市開発事業に関する条例施行規則の抜すい

(立入調査)

第 2 4 条 条例第 1 4 条第 2 項の規定により立入検査をしようとする者は、開発事業立入調査員証明書 (様式第 2 6 号) を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 (氏 名) 印

承認取消通知書

美濃加茂市開発事業に関する条例第 14 条第 3 項の規定により、下記の開発事業について承認を取消したので通知する。

記

開発事業名	
開発区域の位置	美濃加茂市
開発承認番号 及び承認年月日	第 号 年 月 日
開発変更承認番号 及び変更承認年月日	第 号 年 月 日
検査済証番号 及び通知年月日	第 号 年 月 日
承認を取り消した理由	
備 考	

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に美濃加茂市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、美濃加茂市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において美濃加茂市を代表する者は、美濃加茂市長となります)。ただし、この処分について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

様

美濃加茂市長 (氏 名) 印

意見聴取通知書

意見の聴取を次のとおり行うので、美濃加茂市開発事業に関する条例施行規則第 26 条第 1 項の規定により通知します。

開発事業名	
開発区域の位置	美濃加茂市
予定される公表の原因となる事業	
公表の根拠となる条例の条項	美濃加茂市開発事業に関する条例 第 条 に該当
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日
備考	

- 1 口頭により意見の聴取を行う場合は、「備考」欄にその旨並び出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様

美濃加茂市長 (氏 名) 印

意見聴取日時等変更決定通知書

美濃加茂市開発事業に関する条例施行規則第 2 7 条第 3 項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所を決定したので通知します。

開 発 事 業 名	
開発区域の位置	美濃加茂市
意見聴取通知書 番号及び通知年月日	第 号 年 月 日

意見の聴取の日時又場所の変更決定

変 更 事 項	変更前	日 時	
		場 所	
	変更後	日 時	
		場 所	

意見の聴取の日時又場所の不変更決定

意見の聴取の日時 及び場所の不変更 決定理由	
------------------------------	--

注 該当する□の中にレ点を付けること。